

防衛省組織令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）	1
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	2
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）	2
○ 科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第三百三十号）（抄）	2
○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）	2
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）	6
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）	7
○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（抄）	13

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 （略）

2・3 （略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6・8 （略）

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（内部部局の職）

第二十一条 （略）

2・3 （略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 （略）

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（三十二） （略）

三十三 所掌事務に係る国際協力に関すること。

三十四 防衛大学校、防衛医科大学校その他政令で定める文教研修施設において教育訓練及び研究を行うこと。

三十五 （略）

2 （略）

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 （略）

七 管理隊員 防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 （略）

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

（俸給の特別調整額）

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 （略）

○ 科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することを行う。

2～6 （略）

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）

目次

第一章 本省

第一節 秘書官（第一条）

第二節 内部部局

第一款 大臣官房及び局（第二条―第九条）

第二款 特別な職の設置等（第十条―第十条の四）

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房（第十一条―第十七条）

第二目 防衛政策局（第十八条―第二十五条）

第三目 整備計画局（第二十六条―第三十二条）

第四目 人事教育局（第三十三条―第三十九条）

第五目 地方協力局（第四十条―第五十条）

第三節 審議会等（第五十一条）

第四節 施設等機関（第五十二条）

第五節 特別の機関

第一款 幕僚監部

第一目 統合幕僚監部（第五十三条―第七十四条）

第二目 陸上幕僚監部（第七十五条―第一百五条）

第三目 海上幕僚監部（第一百六条―第三十四条）

第四目 航空幕僚監部（第三十五条―第六十一条）

第二款 防衛監察本部（第六十二条―第六十五条）

第六節 地方支分部局（第六十六条―第六十九条）

第二章 （略）

第一節 特別な職（第七十条）

第二節 （略）

第一款 長官官房及び部の設置等（第七十一条―第七十九条）

第二款 （略）

第一目 長官官房（第八十条―第八十六条）

第二目 装備政策部（第八十七条―第九十条）

第三目 プロジェクト管理部（第九十一条―第九十五条）

第四目 （略）

第五目 調達管理部（第二百条―第二百三条）

第六目 調達事業部（第二百四条―第二百十一条）

第三節 審議会等（第二百十二条）

第四節 施設等機関（第二百十三条―第二百十一条）

第三章 補則（第二百二十二条―第二百二十四条）

附則

（防衛研究所）

第五十二条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、本省に、防衛研究所を置く。

2 防衛研究所は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究を行うとともに、法第十五条第一項に規定する幹部自衛官その他の幹部職員のエデュケーションを行う機関とする。

3 防衛研究所は、自衛隊法第百条の二の規定により防衛大臣が前項に規定する者に準ずる者の教育訓練を受託した場合には、当該教育訓練を実施する。

4 防衛研究所の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

5 （略）

（技術戦略部の所掌事務）

第百七十五条 技術戦略部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等の研究開発に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する制度及び総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の収集、整理、分析、管理及び提供に関すること。

四 装備品等の研究開発に関する計画の作成及び管理に関すること。

五 装備品等についての統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関その他の機関に対する専門的かつ技術的な協力及び助言に関すること。

六 装備品等の研究開発の評価に関すること。

七 （略）

八 装備品等に関する知的財産の管理に関すること。

九 装備品等に関する規格の制定に関すること。

十 装備品等の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。

十一 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること。

十二 (略)

(技術戦略課の所掌事務)

第百九十七条 技術戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 技術戦略部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 装備品等の研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する制度及び総合的な政策の企画及び立案に関すること（技術振興官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 技術戦略部の所掌事務に係る制度に関する事務の総括に関すること。
- 五 (略)
- 六 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、技術戦略部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(技術計画官の職務)

第百九十八条 技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 装備品等の研究開発に関する計画の作成及び管理に関すること。
- 三 装備品等についての統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関その他の機関に対する専門的かつ技術的な協力及び助言に関すること。
- 四 装備品等の研究開発の評価に関すること。
- 五 装備品等の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。
- 六 (略)

(技術振興官の職務)

第百九十九条 技術振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術の振興に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
 - 二 (略)
 - 三 装備品等に関する知的財産の管理に関すること。
 - 四 装備品等に関する規格の制定に関すること。
 - 五 (略)
- (航空装備研究所)

第二百十四条 (略)

- 2 防衛大臣は、航空装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、航空装備研究所の支所を設けることができる。
- 3 航空装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(陸上装備研究所)

第二百十五条 陸上装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 火器及び弾火薬類、施設器材並びに車両及び車両用機器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成にすること。
- 二 装備品等の耐弾材料及び耐弾構造についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成にすること。
- 三 理化学器材、衛生資材及び個人装具についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成にすること。
- 四 放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成にすること。
- 五 装備品等についての人間工学に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成にすること。
- 2 陸上装備研究所の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

(艦艇装備研究所)

第二百十六条 (略)

- 2 防衛大臣は、艦艇装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、艦艇装備研究所の支所を設けることができる。
- 3 艦艇装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

○ 自衛隊法施行令 (昭和二十九年政令第百七十九号) (抄)

(課長の官職に準ずる官職)

第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 防衛省本省の参事官
- 二 訟務管理官
- 三 建設制度官
- 四 施設整備官
- 五 提供施設計画官
- 六 服務管理官
- 七 衛生官
- 八 防衛装備庁の参事官

- 九 プロジェクト管理総括官
- 十 革新技術戦略官
- 十一 調達総括官
- 十二 総務官
- 十三 人事官
- 十四 会計官
- 十五 監察監査・評価官
- 十六 装備開発官
- 十七 艦船設計官
- 十八 事業計画官
- 十九 事業監理官
- 二十 装備技術官
- 二十一 技術計画官
- 二十二 技術振興官
- 二十三 (略)
- 二十四 原価管理官
- 二十五 需品調達官
- 二十六 武器調達官
- 二十七 電子音響調達官
- 二十八 艦船調達官
- 二十九 航空機調達官
- 三十 輸入調達官
- 三十一 前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）
（俸給の特別調整額）

第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
本省内部部局	官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官 参事官 課長 訟務管理官 建設制度官 施設整備官 提供施設計画官 服務管理官 衛生官	一種
	総括官 統合幕僚副長 部長 副部長 課長	

航空幕僚監部	海上幕僚監部	陸上幕僚監部	統合幕僚監部
航空幕僚副長 部長 課長 科学技術官 監理監察官 首席法務官 首席衛生官	海上幕僚副長 部長 副部長 課長 監察官 首席法務官 首席会計監査官 首席衛生官	陸上幕僚副長 部長 課長 監察官 法務官 警務管理官	参事官 報道官 首席法務官 首席後方補給官 統合幕僚学校長
一種	一種	一種	一種

陸上総隊司令部	幕僚長	
方面総監部	幕僚長	
師団司令部	師団長 副師団長	一種
幕僚長		二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
旅団司令部	旅団長 副旅団長	
幕僚長		
自衛艦隊司令部	幕僚長	
護衛艦隊司令部	護衛艦隊司令官 幕僚長	
航空集団司令部	航空集団司令官 幕僚長	一種
潜水艦隊司令部	潜水艦隊司令官 幕僚長	一種
掃海隊群司令部	掃海隊群司令 幕僚長	一種
護衛隊群司令部	護衛隊群司令 幕僚長	一種
海上訓練指導隊群司令部	海上訓練指導隊群司令	一種
航空群司令部	航空群司令	一種
潜水隊群司令部	潜水隊群司令	一種
艦隊情報群司令部	艦隊情報群司令	一種
海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令	一種
開発隊群司令部	開発隊群司令	一種
地方総監部	地方総監 幕僚長	一種
教育航空集団司令官		

教育航空集団司令部	幕僚長	一種
教育航空群司令部	教育航空群司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
練習艦隊司令部	練習艦隊司令官	
通信隊群司令部	通信隊群司令	
航空総隊司令部	航空総隊副司令官	
幕僚長	幕僚長	
航空支援集団司令部	航空支援集団副司令官	一種
幕僚長	幕僚長	一種
航空教育集団司令部	幕僚長	一種
航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官	一種
幕僚長	幕僚長	一種
航空方面隊司令部	航空方面隊司令官	一種
航空方面隊副司令官	航空方面隊副司令官	一種
幕僚長	幕僚長	一種
航空団司令部	航空団司令	一種
航空団副司令	航空団副司令	二種
警戒航空団司令部	警戒航空団司令	一種
航空救難団司令部	航空救難団司令	一種
航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令	一種
飛行教育団司令部	飛行教育団司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
飛行開発実験団司令部	飛行開発実験団司令	
航空警戒管制団司令部	航空警戒管制団司令	
自衛隊情報保全隊本部	自衛隊情報保全隊司令	
自衛隊サイバー防衛隊本部	自衛隊サイバー防衛隊司令	
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校	校長	一種
副校長	副校長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）

備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処	処長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種） 二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	自衛隊地方協力本部	副処長 地方協力本部長	
	教育訓練研究本部	教育訓練研究本部長	
	補給統制本部	補給統制本部長 副本部長	
	海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部	補給本部長 副本部長	
	自衛隊体育学校	校長	
	自衛隊中央病院	副校長	
	自衛隊中央病院	病院長	
	自衛隊地区病院	副院長	
	防衛監察本部	副院長 副監察監 課長 統括監察官	
	地方防衛局	次長 地方防衛局長	
(略)	(略)	(略)	(略)
	本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁	防衛大臣の定める官職	防衛大臣の定める種別

に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（抄）

（試験研究機関等）

第一条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第八項の政令で定める機関は、別表第一に掲げる機関とする。

（研究公務員）

第二条 法第二条第十二項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 別表第一の一の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究をその職務の一部とするもの
- 二 別表第一の二の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究所、研究部その他の命令で定める部課等に所属するものであつて、研究をその職務の一部とするもの

- 三 別表第一の三の項に掲げる機関に勤務する者のうち、科学技術に関する高度の知識を修得させるための教育訓練を行うために研究をその職務の一部とする者として命令で定めるもの

2 法第二条第十二項第二号の政令で定める者は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項の規定に基づき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第六教育職俸給表（一）又は同法別表第八医療職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される職員、同条第二項の規定に基づき一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項に規定する俸給表に定める額の俸給が支給される職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第四項の規定に基づき同法別表第二自衛官俸給表に定める額の俸給が支給される職員（同表の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける職員を除く。）のうち、次に掲げる者とする。

- 一 別表第一の四の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究をその職務の一部とするもの
- 二 別表第一の五の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究所、研究部その他の命令で定める部課等に所属するものであつて、研究をその職務の一部とするもの
- 三 別表第一の六の項に掲げる機関に勤務する者のうち、科学技術に関する高度の知識を修得させるための教育訓練を行うために研究をその職務の一部とする者として命令で定めるもの

3 （略）

（国有施設の減額使用）

第八条 （略）

2 法第三十六条第一項の政令で定める国の機関は、別表第一（七の項を除く。）に掲げる機関とする。
3 5 （略）

（国有地の減額使用）

第九条 （略）

2 法第三十六条第二項の政令で定める国の機関は、別表第一（七の項を除く。）に掲げる機関とする。

3 5 （略）

（中核的研究機関に係る特例）

第十条 法第三十七条第一項の政令で定める国の機関は、別表第一（七の項を除く。）に掲げる機関とする。

（命令）

第十四条 この政令における命令は、次のとおりとする。

一 第二条、第三条、第八条第五項（第十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第九条第五項（第十二条第三項において準用する場合を含む。）の命令については、別表第一に掲げる機関を所管する大臣の発する命令

二 （略）

2 （略）

別表第一（第一条、第二条、第八条―第十条、第十四条関係）

一	内閣府経済社会総合研究所
二	警察庁科学警察研究所
三	文部科学省国立教育政策研究所
四	文部科学省科学技術・学術政策研究所
五	厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所
六	厚生労働省国立保健医療科学院
七	厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所
八	厚生労働省国立感染症研究所
九	農林水産省動物医薬品検査所
十	農林水産省農林水産政策研究所
十一	国土交通省国土技術政策総合研究所
十二	気象庁気象研究所

	十三 気象庁高層気象台 十四 気象庁地磁気観測所 十五 環境省環境調査研修所
二	一 消防庁消防大学校 二 法務省法務総合研究所 三 厚生労働省国立障害者リハビリテーションセンター 四 国土交通省国土地理院
三	一 気象庁気象大学校 二 海上保安庁海上保安大学校
四	一 防衛装備庁航空装備研究所 二 防衛装備庁陸上装備研究所 三 防衛装備庁艦艇装備研究所 四 (略) 五 防衛装備庁千歳試験場 六 防衛装備庁下北試験場 七 防衛装備庁岐阜試験場
五	一 防衛省防衛研究所 二 自衛隊中央病院
六	一 防衛省防衛大学校 二 防衛省防衛医科大学校
七	一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 二 独立行政法人製品評価技術基盤機構 三 独立行政法人国立印刷局